

令和元年  
10月1日

## 年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには、**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### 対象となる方

#### ■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

#### ■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- 前年の所得額が約462万円以下である

### 請求手続き

#### ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

請求手続きは  
お早めに！

#### ② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

### 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- 日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金 検索



## ごみ収集車内で発火！

中身を抜いていないスプレー缶による収集車内での発火が起きました。けが人や車両等の損害はありませんでしたが、場合によっては収集作業が日程通り行えなくなるだけでなく、周辺の住民や住宅、作業員や車両に大きな損害を及ぼす場合もあります。

### ごみ出しのルールの再確認を！

#### (1) 正しい分別でごみ出しをしましょう

正しい分別でごみ出しをしましょう。また、ごみ袋には必ず名前を書きましょう。

《よくある間違い》

- ① リサイクルマークの付いた資源物を可燃ごみで出している。
- ② トレーを洗わずに出している。
- ③ 汚れていたり、割れていたりするピンを資源物として出している。
- ④ 空缶を不燃ごみで出している。



※特に**スプレー缶・ライター・充電電池**については注意をお願いします。ライター・スプレー缶は火の気のない風通しの良い場所で中身を出し切ってから、充電電池は家電量販店等の回収ボックスへ。

#### (2) ごみ出しの時間を守りましょう

ごみ出しは

**燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ → 午前8時30分 まで**

**資源物 → 午前8時 まで**

に行ってください。

時間外に出されたゴミについては回収いたしません。



お問い合わせ先 肝付町役場 住民課 年金環境衛生係 ☎ 0994(65)8411